

## 平成27年度 第1回伊勢原市介護保険運営協議会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部 介護高齢福祉課

〔開催日時〕 平成27年7月30日（木曜日）午後6時30分から8時30分

〔開催場所〕 市役所3階 3B会議室

〔出席者〕

〔委員〕 西村委員長、野地副委員長、井上委員、西野委員、渡辺委員、山下委員、永野委員、上田委員、斎藤委員、麻生委員、宮崎委員、種村委員

〔事務局〕 坂間部長、小林課長、石川主幹、栗田副主幹、水谷副主幹、山内副主幹、中村主任主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴人〕 0人

### 《審議の経過》

1 開会

2 委嘱式

3 あいさつ

4 委員の自己紹介

5 職員の自己紹介

6 委員長及び副委員長の選出について

委員長に西村委員、副委員長に野地委員が選出された。

7 議題

(1) 平成27年度介護保険運営協議会事業計画について

(委員長)

ご意見ご質問等ありますでしょうか。特にないようなので次の議題に進みます。

(2) 特定施設入居者生活介護の選定について

(委員長)

これに関しまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

(委員)

今の説明は、特定施設入居者生活介護の選定状況を理解するという事で、よろしいですか。

(委員長)

第6期介護保険事業計画の老人福祉施設等の整備で100床の枠を設けるという形で、計画が進んでおります。その計画に沿って取り組みまして、現在のところこれだけの申し込みがありました。この後、この選定方法で選定委員が進めてよろしいかという経過報告及びその確認ということになります。よろしいでしょうか。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

この経過についてご疑問等がありましたら、どうぞお願いします。

(委員)

特定施設というのは、特定施設の指定を受けてないけれども既に運営している事業所ということでしょうか。それとも、新たにできる施設ですか。

(事務局)

既に有料老人ホームを運営している事業所が1か所で、5か所は新しい事業所です。

(委員長)

他にございますでしょうか。

(委員)

決定時期と、あと次回9月には報告はいただけますか。

(事務局)

選定結果は、次回にご報告させていただく予定です。ヒアリングが7月15日で、今後選定委員会で検討します。

(委員長)

他に何かご質問等ございますか。

(委員)

整備計画は100床までということで、100床未満ということもありますか。

(事務局)

計画は100床ですが、事業者によって希望する床数はまちまちです。増えることはありませんが、場合によっては1床2床少ない場合はあり得ます。

(委員長)

よろしいですか。他に何かございますでしょうか。

(委員長)

特にないようでしたら、次の議題、平成27年度予算についてです。

### (3) 平成27年度予算について

(委員長)

本年度の予算についての説明に何か、ご意見などございますでしょうか。

(委員)

高齢者介護予防・生活支援事業費の緊急通報システム事業6,308千円ですが、何台を想定していますか。

(事務局)

延べで180件程度で、実質的に150件ほどだったと思います。

(委員長)

他に何かございますか。

(委員)

一般会計歳出予算で、昨年と比較してマイナスの事業の在宅福祉支援事業費と高齢者生きがい事業費について、理由をお聞かせください。

(委員長)

ご指摘いただきました事業費について、ご説明をお願いします。

(事務局)

在宅福祉支援事業費は、日常生活用具支援事業費のうちの火災報知器の対象者の数が減少したこと、寝たきり老人等理髪サービス事業費の対象者が減少したことが理由です。

高齢者生きがい事業費は、敬老祝い金品事業費で、対象年齢を見直ししての減少です。

(委員)

88歳と100歳以上は何が違うのですか。

(事務局)

以前は80歳、90歳、100歳以上に祝金をお渡ししていました。一昨年に検討を始めまして、80歳と90歳をやめて、88歳に置き換えましたので、88歳と100歳以上という形に対象年齢を絞らせていただきました。ただそうすると、26年度では90歳でもらえたのを88歳にしたので、経過措置として88歳と89歳の方に支給をさせていただきました。27年度からは88歳と100歳以上という形になりましたので、その部分で敬老祝い金は減額となりました。

(委員)

単価は変わらないのですか。

(事務局)

若干下がりました。今までは現金でお配りしていたのを、お祝いの品物としてお茶にすることになりました。市内業者を使い品物を渡すことにより、市内経済の活性化に結びつくという意味合いも含めまして見直しをさせていただきました。

(委員)

会議でもこれは検討議題になっておりまして、80歳と90歳をやめようとしたときに、90歳の方が不利になるという意見や現金だけ配るのは、非常に厳しいのではないかという意見がありました。

(事務局)

その他に、高齢者福祉一般事務費は、高齢者避難場所の協定箇所が昨年が4カ所のところ今年が2カ所となり、それに伴う備蓄品代の減少です。その次、高齢者介護予防・生活支援事業費は、緊急特別ショートステイ事業費の委託料の減です。第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費は計画策定のコンサルタント業務ですが、計画が策定終了したことによる減です。説明は以上です。

(委員長)

他に何かございますでしょうか。ないようですので、次の議題に進みます。

#### (4) 地域支援事業の実績について

(委員長)

何かご意見はございますか。

(委員)

2ページ目の介護予防事業の健康教育にあるミニサロンですが、各包括の実施回数に隔たりがあります。例えば南部包括が55回、西部包括が2回でこの実施回数の開きは、こ

の地域にお住まいの高齢者数に比して妥当な開きなのでしょうか。

(事務局)

まず地域のミニサロンの数に隔たりがあります。次にミニサロンから包括支援センターに健康教育の依頼があり講話を実施していますが、依頼が毎回というところと、自分たちで企画しているので来てほしいときだけ、というところがあります。ミニサロンは概ね月に1回開催していますが、住民の要望に応じて行かせていただいていますので、結果的に差があるようになりました。

(委員)

数字だけで見ると南部包括の地域の方が西部包括の地域の方よりも充実しているとか、そういうことではないということですね。

(事務局)

数字だけで充実しているどうかの判断はできないと考えています。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

よろしいですか、他にございますか。それでは、1点確認したいのですが、二次予防事業対象者の把握事業は、3年に1回ということで毎年3分の1の方にチェックリストをして、大体そのうちの2割がスクリーニングされ実人数が1,274名という報告がありましたが、実際そのうち何名の方が、延べ人数ではなくて二次予防事業に参加されているのですか。

(事務局)

1割程度です。国でも同じような結果が出ていまして、伊勢原市だけが少ないということではないようです。介護予防に來られた方は來られない方よりは健康度が上がっています。二次予防の対象者で、放っておくと介護状態になる方が介護予防サポーターとして活躍してお元気になられたという事例は多く、効果はあったと思います。ただ、スクリーニングして介護予防に來ていただく方は全体としては少なかったもので、国も全国的な調査をした結果、このチェックリスト自体には効果があるものの、ご本人の主体性に任せて介護予防事業につなげるのはなかなか厳しいということで、この二次予防事業全体が見直しとなりました。チェックリストには意義があるので、新しい介護予防の事業に移行したときも、チェックリストを介護予防の事業につなげるように準備を進めています。

(委員長)

これまで長らくやられてこられましたので、データをきちんと整理されたうえで、効果があったかどうかも含めて、精緻な感じでまとめ、追跡できる部分はされた方がいいと思います。特に平成29年度から新事業に替わるので、それまでの蓄積されたデータにより方向性のある程度整理された方がよろしいのではないのでしょうか。

他にございますか。ないようでしたら次の議題にまいります。

(5) 地域包括支援センター実績と評価について

(委員長)

今の説明について、何かご質問等ございますか。

(委員)

平塚市や厚木市では地域包括運営協議会という協議会があるのですね。伊勢原にもあるのですか。

(事務局)

昨年、この協議会の中に地域包括支援センター運営協議会を兼ねていただくことを了承いただきました。運営協議会の検討事項の中で地域包括支援センターに関することを取り扱うと先ほど説明しましたが、そのうちの1つに評価を位置づけています。

(委員)

地域包括支援センターの職員の位置づけは介護保険法によると思いますが、みなし公務員等なのでしょうか。また、情報を共有することになると思いますが、守秘義務もありますか。

(事務局)

公務員扱いではないです。伊勢原市は社会福祉法人に委託しています。地域包括支援センターの職員の守秘義務は、介護保険法115条の46で規定されています

(委員)

第三者評価の実施方法で京都市の例をあげていますが、これを伊勢原市版にするということでしょうか。

(事務局)

いいえ違います。現在、全国的な事例を見比べたりしている中で、標準的と思われるものを参考例としてお示しをしたところです。

(委員)

これをふまえて伊勢原市版を作るということで、それを次回決めていくわけですね。

(事務局)

そのように考えております。3段階評価か5段階評価どちらがいいのかというご意見や、項目として何が適切かというようなご意見があればお聞きしたいと思っております。

(委員)

伊勢原市で第三者評価を実施する方向だと思いますが、平塚市の例は第三者評価にあたるのでしょうか。

(委員長)

基本的に第三者評価とは、サービスを提供する事業者の自己評価ではなく、又サービスを受けている利用者の評価であってもいけないので、この協議会において第三者評価は立場上できないと思います。

もう一つ、この近隣市が実施しているのは、自己評価を協議会において検証あるいは確認していることのようにです。

もしもこの協議会で第三者評価という形でやるとすれば、公募委員は、利用者対象ですし、事業者団体からの委員、ケアマネ協会からの選出委員も事業者の立場ですので、

そういう方は外していただかなくてはなりません。それから第三者評価を構成するものとしては、地域包括の自己評価もありますし、利用者からのアンケート調査等の意識調査の評価も含まれてないといけないし、そのようなこと全部を含めないと厳密な評価とは言えないと思います。第三者評価という言葉を使うのであれば、もう少し厳密に計画を立てられた方がよろしいと思います。

(委員)

ここにあるのは自己評価表ですよ。例えば地域密着型のグループホーム等は第三者評価を年に1回受けているわけですが、全くよその評価事業者と契約をして、そこに自己評価表を送り、第三者評価事業者が利用者アンケートをとり、事業所を通らずに第三者評価の方へ送り、定められた外部評価の項目に沿って、実地評価に来られるという形をですが、この例で見ると、包括が自己評価したものを市の担当者がヒアリングをして、評価をするということを第三者評価と呼んでいるのでしょうか。

(委員長)

それはないと思いますよ。認証機関による評価が第三者評価であって、保険者である市がヒアリングしたものは第三者評価とは言えないです。

(委員)

そこまで厳密に第三者評価をしなければならないのでしょうか。

(事務局)

皆さんが言われるとおりで第三者評価が包括支援センターで必要かと言うところを今調べてもらいましたら、第三者ということではなく評価という言葉を使っています。これから皆様をお願いするときには整理をさせていただきますが、一般的な評価という形で対応させていただくということになると思います。基本的には包括が自己評価をしたものにつきまして皆様に確認をしていただく方向になると思います。

(委員長)

今ご説明があった範疇で問題はないと思いますけど、何か他にご意見ございますか。そもそも第三者評価とは多様なサービスの質をいかに均一化するのかということもありますので、正確な意味では第三者評価は利用者評価と自己評価の両方がないといけないと思いますが、自己チェックから始めることも大事ですし、第三者評価であまり厳しくすると、今度はせっかく参入して頑張っている方を萎縮させてしまうことにもなりかねないので、利用者と評価をする側と受ける側がきちんとコミュニケーションとり了解し合った中で評価項目を決めていかなければならないと思います。他に何かございますか。

(委員)

事業者として第三者評価を受けてきまして、評価書の1ページとなったりホームページで公開されたりとかしますが、形式的で本当のところは反映されていない、正直言うと本当にいい事業者が評価されているのかよく分かりません。地域包括支援センターの第三者評価ということでしたが、第三者評価そのものが信用されるものなのかという感じもします。

(委員長)

これまでの第三者評価は、本来であれば情報提供により、利用者のサービス選択を容易にするということが掲げられて始められましたが、そういう意味では実質が伴わないとい

うことはあるかもしれませんが。それよりも事業者の中でそれぞれがお互いにどんなことをしているのか分かるように4つの地域包括のサービスの均一化が図れるような相互チェック等について少しずつ考えてみましょう。

利用者の声のすべてが聞けるわけではないですし、声の大きい人の声ばかりが反映されることもよくないので、今回の評価の仕方は慎重にならざるを得ない。

それでは、最後に認定状況についてです。

#### (6) 認定状況について

(委員長)

特に何か質問ありませんか。今、約400人の未利用者がいるということですが、未利用の理由について全部把握できてるかよく分かりません。利用を控えている可能性はありませんか。

(事務局)

可能性としてはあり得ると思いますが、お守り的な形での申請の状況です。ただ、今年度から利用負担が始まり、全体の約15パーセントの方が2割負担に増えていくと思います。そうすると利用を控える方又は量も減らすという方もいらっしゃると思います。

(委員長)

利用者の中の未利用者が増えてきますが逆に重度化が進むというのは望ましくないですね。他に何かご質問はございますか。

(委員)

伊勢原市社会福祉協議会が平成25年度に第3次伊勢原市地域福祉活動計画を策定して、基本目標2「ふれあい」の場づくりの2-1に、小地域活動の推進、地域の交流の場づくり支援、ミニサロン活動の充実とあります。介護高齢福祉課の資料でもミニサロンに力を入れて費用をかけています。社会福祉協議会でも補助金を出して地域活動の推進をしていて、社会福祉協議会では赤十字や募金活動で実施しているということです。行政が実施する地域包括支援センターは、職員が少なく、今まで年4回が2回になっている。人員が少なく苦しんでいるという状況があるので、それならば、社協に任せてもいいのかなと思いました。市と社協との関係性がよく分からないのですが、どのようになっているのでしょうか。

(委員長)

ミニサロンの位置づけは、介護事業保険計画の中で介護予防を中心に位置づけられている。さらに言えば市の地域福祉計画の中にも地域福祉の推進と位置づけられている。さらに民間の立場から地域福祉活動計画という形で社会福祉協議会も市と協働しながら実施している。その中で役割として地域包括支援センターが支援しているのは健康教室や栄養などの介護予防を中心とした活動です。もしも社会福祉協議会が支援するとなれば、ボランティアの育成であるとか、地域福祉の推進という観点からなので、お互いにミニサロンにかける意味としては、側面が違っているので、社会福祉協議会に介護予防をお任せするというのは少し無理かなと思いますが、皆さんどうですか。

(委員)

あと、成年後見人制度についてですが、社協は去年基本編を、今年実践編の講習会を

開催しました。そういう点について素晴らしいことをしていると思いますが、市が成年後見人の支援をしています。そういうのも社協で実施しているのなら、そちらに任せただけのほうが効率的かなと思いますが。

(事務局)

ミニサロンの活動費は、市が委託料を社協に支出して、それを社協が各支払いをしているという形です。成年後見に関しても、この事業を市が主体的に実施して、その事業を社協に委託している。市と社協、同じ方向を向いて、一緒にできることは一緒にやっという方向ができています。社会的資源としては社協が実施することが適切であると判断しましたので、社協に委託料という形で費用を持ち、対応させていただいています。よろしいですか。

(委員長)

活動計画自体は連動しながら策定していますから、市の地域福祉計画と社協の地域活動計画は同時期に調整しながら策定をしてきましたので、仕事は重ならないと思います。そこに関しては棲み分けはできていると思います。他にございますでしょうか。認定状況等はこれでよろしいでしょうか。それでは、私はこれで終わりさせていただいてよろしいですか。最後に何かございましたら。

(委員)

今、8時半ですが、やむなく夜間の会議を設定されたのもわかりますが、女性も高齢者もいるし、防犯上等いろいろな意味も含めて夜間は避けていただけたらいいなと思います。

(事務局)

ありがとうございました。次回の運営会議の日程は事務局から連絡させていただきます。以上で審議していただく案件は終了しました。ご協力ありがとうございました。

8 閉会

以上